

令和3年5月25日

保護者の皆様

東大阪市立日新高等学校  
校長 日比野 功

## 非常変災時の対応について

平素は、本校の教育活動にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、上記の件につきまして、下記の要領により対応しますので、お子様が安全に登下校できますようご配慮、ご指導をお願いします。

### 記

#### 東大阪市に台風接近に伴う警報（暴風・大雨・洪水いずれか一つでも）が発令された時

1. 午前7時現在、警報が発令されている場合（登校中止）

○登校させないでください。

2. 午前11時までに警報が解除された場合（午後は平常授業）

○午後1時10分のホームルームに間に合うように登校させて下さい。午後1時20分より5限開始。

3. 午前11時現在 警報が発令中の場合（臨時休業日）

○登校させないでください。

#### 東大阪市に震度5弱以上の地震が発生した場合

1. 登校前に発生した場合（その日は臨時休業となります）

○登校させないでください。

2. 在校中に発生した場合（安全確保を優先して対応に当たります）

○被災の状況、二次災害等を考慮して下校か、学校待機かを判断します。

#### 東大阪市に震度4以下の地震が発生した場合

1. 原則として臨時休業にはなりません。被災状況等により臨時休業になる場合もあります

東大阪市に**特別警報**(暴風・大雨・地震等がいずれか一つでも、台風接近に関わらず)が発令された時 ⇒ 台風接近に伴う警報が発令された時と同様の対応になります。

1. 午前7時現在、特別警報が発令されている場合 (登校中止)

○登校させないでください。

2. 午前11時までに特別警報が解除された場合 (午後は平常授業)

○ 午後1時10分のホームルームに間に合うように登校させて下さい。午後1時20分より5限開始。

3. 午前11時 現在 特別警報が発令中の場合 (臨時休業日)

○ 登校させないでください。

### ※東大阪市外の居住者で、警報発令状況が東大阪市と異なる場合

○ 東大阪市に警報が発令されていなくても、居住地の自治体に警報が発令されている場合は、自宅待機させてください。

○ 警報解除後は、速やかに登校させてください。ただし、その日の最終授業に間に合わない時刻に解除された場合は、登校する必要はありませんが、必ず学校には連絡してください。

### 「東大阪市日下町7丁目に避難指示が発令された場合」

1. 午前7時現在、避難指示が発令されている場合 (登校中止)

○登校させないでください。

2. 午前7時以降に避難指示が発令された場合 (登校中止)

○登校させないでください。生徒が登校中、またはすでに登校している場合は、学校で一時保護する場合があります。

3. 午前11時までに避難指示が解除された場合 (午後は平常授業)

○ 午後1時10分のホームルームに間に合うように登校させて下さい。午後1時20分より5限開始。

4. 午前11時現在、避難指示が発令中の場合 (臨時休業日)

○ 登校させないでください。

### ※居住地域・通学経路に避難指示が出た場合

生徒の安全を最優先させてください。状況により欠席・遅刻等する場合は必ず学校に連絡してください。